

2020年12月4日

山梨県福祉保健部医務課 御中

全日本医学生自治会連合
第37期中央執行委員会

医学部地域枠に関する公開質問状

全日本医学生自治会連合（医学連）は、山梨大学を含む26大学の医学部自治会が加盟する組織で、医学生の権利並びに日本の医療を守るための活動を行っています。特に、地域枠に関しては全国的な課題として認識し、アンケート調査や省庁交渉を行ってまいりました。

本状は、地域枠入学者のキャリア形成プログラムが改定されることについて、11月5日に山梨日日新聞で報道された内容に基づき質問するものです。質問の目的は、検討中の制度について私たちが考える疑問点を明らかにするとともに、県から精確かつ真摯なご回答をいただき、地域枠が学生・医師の権利に十分配慮されたものとなるよう議論を深めることです。地域枠の契約に関して違約金が定められるという報道がなされて以降、学生から不安の声が寄せられました。さらに、これは山梨県のみならず全国の学生・受験生に影響を与えると考えられることから、本状は医学連の活動として提出させていただいております。そのため、本状に関して山梨大学の学生会並びに学生個人に責任を追及することのないよう、お願い申し上げます。また、質問及び回答の内容はメディアやホームページを通じて公表させていただくことがありますので、ご了承ください。

恐れ入りますが、本状に対する回答は12月11日(金)までに下記の宛先に（可能であればメールで）いただけますよう、よろしくお願いいたします。

全日本医学生自治会連合

〒113-0034

東京都文京区湯島2-7-8東京労音お茶の水センター1F

電話・FAX:03-3830-0808

メール:igakuren@gmail.com

連絡担当者：委員長 高橋亜実（弘前大学5年）

電話：080-1690-0125

〈質問項目〉

①「山梨県は4日までに、県の医師修学資金を受けて県地域枠で大学に入学し卒業した医師に対し、県内病院に一定期間勤務しなかった場合に違約金を設定する方針を固めた。」と報道されています。ところが、令和2年度新規貸与者から適用の現行制度では、既に年10%の金利が定められています。これに関し、令和元年10月1日の教育厚生委員会で井上医務課長は、「10%とすることで、義務違反への抑止力としての効果が期待できると考えている」と説明しています。それにも関わらず、元本、利子に加えて違約金を設定する必要性をご説明ください。

②今回の違約金設定にあたって、他の都道府県で同じような条件（利息と違約金を同時に課している）のところを参考にしたのでしょうか。そのような都道府県を他にもご存知でしたら教えてください。

③違約金の具体的な金額をお答えください。もし検討中で公表することができない場合は、いつ公表する予定なのかご説明ください。

④違約金は、どのような法的根拠に基づいて定められていますか。以下の二点について伺います。

1. 県内病院に一定期間勤務しなかった場合に違約金を請求する契約は違法でないのか、理由とともにお答えください。労働基準法16条には、「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。」と定められています。

2. 違約金の金額は利息制限法から見ても問題ないものでしょうか。理由とともにお答えください。

⑤第35回 医師需給分科会(令和2年8月31日)の資料によれば、「都道府県は地域枠入学の契約時に、離脱を認める事由を明示することが望ましい。」とあります。介護、体調不良、結婚などの事情により、初期・専門研修中に指定病院での勤務が困難になった医師や、結果的に15年中6年間の猶予期間が不十分となった医師に対して、修学資金を全額返還してもなお違約金は適用されますか。

⑥「来年度以降に地域枠で入学した学生が医師の国家試験に合格した後、『15年間のうち9年間は県が指定する病院で勤務（うち4年間は医師不足地域）する』との契約を締結する。」と報道されています。違約金が設定された新制度に基づき契約するのは、来春入学する令和3年度の入学者からということでしょうか。その場合、受験生に対して入試の出願(12/14~12/22)より前に十分な説明を行うことは可能だと考えますか。

⑦前項の報道に関して、契約を締結するのは医師国家試験に合格した後だと書かれています。一方で、令和3年度の山梨大学医学部募集要項には出願の要件の1つとして「山梨県医師修学資金貸与制度第二種の利用を確約できる方」と書かれています。つまり、違約金の契約は事実上出願時に締結されていると考えられるのではないのでしょうか。国家試験合格後に契約を拒否することは想定されていますか。

⑧山梨大学では、地域枠の出願時に「誓約書」を提出させており、その中に「義務に違反した場合、出身高校に不利益が生じることを理解しています。」という条項があります。どのような不利益が生じるか、それは法的に問題のない措置なのか県は把握していますか。そのような不利益を被らせる措置は、入試差別には当たらないという認識でしょうか。

⑨今回の新制度は山梨県の医務課が単独で決めたものですか。あるいは、大学や県内の病院、厚生労働省などとの協議を経て決めたものですか。意思決定プロセスを時系列に沿って具体的に教えてください。また、違約金を定めるにあたり、「山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例」を改正する必要はないのか、県としての認識をお示しください。

質問は以上になります。ご回答よろしく申し上げます。